

地方独立行政法人静岡市立静岡病院の年度評価に係る実施要領（案）

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第28条第1項の規定に基づく地方独立行政法人静岡市立静岡病院（以下「法人」という。）の各事業年度に係る業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）は、「地方独立行政法人静岡市立静岡病院の業務実績評価に係る基本方針」に基づき、以下の要領により実施する。

1 項目別評価

当該年度の年度計画における「第1」から「第4」までの事項について、法人が各項目（小項目）の実績及び実績に係る自己評価等を記載した業務実績報告書を作成して地方独立行政法人静岡市立静岡病院評価委員会（以下「評価委員会」という。）に提出し、評価委員会はこれに基づき各項目（小項目及び大項目）の評価を行う。

(1) 法人による小項目自己評価

法人は、各事業年度終了後3月以内に、当該年度の年度計画に定めた小項目ごとに、実績及び自己評価等を記載した業務実績報告書を作成し、評価委員会に提出する。

実績の記載に当たっては、できる限り具体的かつ定量的に記載するとともに、特色ある取組、法人運営や事業実施に当って工夫したこと、今後の課題などを積極的に記載することとする。

また、評価基準は次のとおりとする。

[評価基準]

「5」：年度計画より大幅に上回って実施している。

「4」：年度計画より上回って実施している。

「3」：年度計画どおりに実施している。

「2」：年度計画より下回っている。

「1」：年度計画より大幅に下回っている、又は実施していない。

(2) 評価委員会による小項目評価

評価委員会は、法人から提出された業務実績報告書に基づき、年度計画に定めた小項目ごとに、その実績に対する評価を行う。

評価に当たっては、目標値や前年度実績値と当該年度実績値との比較だけでなく、計画を達成するための取組等についても考慮し、総合的に評価することとする。

評価委員会が、法人の自己評価と異なる評価をする場合は、その理由を示すほか、必要に応じて特記事項等を付すこととする。

評価基準は「(1) 法人による小項目自己評価」における評価基準と同様とする。

(3) 評価委員会による大項目評価

評価委員会は、当該評価委員会による小項目評価に基づき、年度計画に定めた大項目ごとに、中期計画の実現に向けた進捗状況について評価を行う。

評価については、その評価理由を示すほか、必要に応じて特記事項等を付すこととする。

また、評価基準は次のとおりとする。

[評価基準]

「S」：中期計画の実現に向けて著しく進捗している、又は中期計画を大幅に超える成果を出している。

(全ての小項目評価が3～5で、評価委員会が特に認める場合)

「A」：中期計画の実現に向けて順調に進捗している。

(全ての小項目評価が3～5)

「B」：中期計画の実現に向けておおむね順調に進捗している。

(小項目評価における3～5の割合がおおむね9割以上)

「C」：中期計画の実現のためにはやや遅れている。

(小項目評価における3～5の割合がおおむね9割未満)

「D」：中期計画の実現のためには大幅に遅れている。

(小項目評価における3～5の割合がおおむね9割未満で、評価委員会
が特に認める場合)

2 全体評価

評価委員会において、項目別評価を踏まえ、年度計画及び中期計画の全体的な進捗状況について、総合的な評価を記述式により行う。

また、改善すべき事項がある場合は、その旨を指摘する。また、必要があると認めるときは、法第28条第3項に基づく勧告を行うこととする。